

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 29日

枚方市長 殿

住 所 大阪府枚方市招提田近2丁目4番地

提出者

氏 名 ジェイフィルム株式会社 大阪工場

工場長 田中 博章

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-857-3571

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジェイフィルム株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪府枚方市招提田近2丁目4番地
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	18：プラスチック製品製造業
② 事業の規模	売上高：5,517百万円
③ 従業員数	136人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項											
(管理体制図)											
別紙の通り											
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（令和4年度）実績】			①現状				①現状			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油									
	排出量	83.788 t			t	t	t	t	t	t	
（これまでに実施した取組） ・生産管理Gと調整を行い、生産効率化による引火性廃油の削減 ・事業場内で保管していた使用頻度がほとんどない試薬類を令和3年度に処分した。（②廃酸、③廃酸（水銀））令和4年度以降処分無し ・令和3年度は希釈溶剤である酢酸エチルが入手困難となり、代替溶剤としてMEKを使用せざるを得ず、切替時に引火性廃油の排出量が増加した											
②計画	【目標】			②計画				②計画			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油									
	排出量	79.8 t		t	t	t	t	t	t	t	
（今後実施する予定の取組） ・生産管理Gと調整を行い、生産効率化による引火性廃油の削減継続 ・ドライラミネート工程において高粘度接着剤使用后、同種通常粘度の接着剤使用時は廃液とせず、希釈して再利用継続 ・2022年度検討してきた引火性廃油有価引取先の再検討											
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項											
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引火性廃油は溶媒種類により酢酸エチル系、アルコール系に対し各々個別ドラム缶に分別保管している										
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状維持										

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項					自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		①現状					①現状					
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油											
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし												
②計画	【目標】		②計画					②計画					
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油											
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし												
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		①現状					①現状					
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油											
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) ・特になし													
②計画	【目標】		②計画					②計画					
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油											
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) ・特になし													

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項								
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		①現状							①現状								
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油																
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(これまでに実施した取組) ・特になし																		
②計画	【目標】		②計画							②計画								
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油																
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組) ・特になし																		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項							特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		①現状							①現状								
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油																
	全処理委託量	83,788 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	3,888 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	3,888 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(これまでに実施した取組) ・処理委託を行う引火性廃油は蒸留再生により溶剤を回収、残渣は焼却もしくはセメント燃原料として処理している。 ・一部回収量が少ないものについては優良認定業者に直接焼却処理、廃熱回収を実施し発電している。（認定熱回収業者）																		

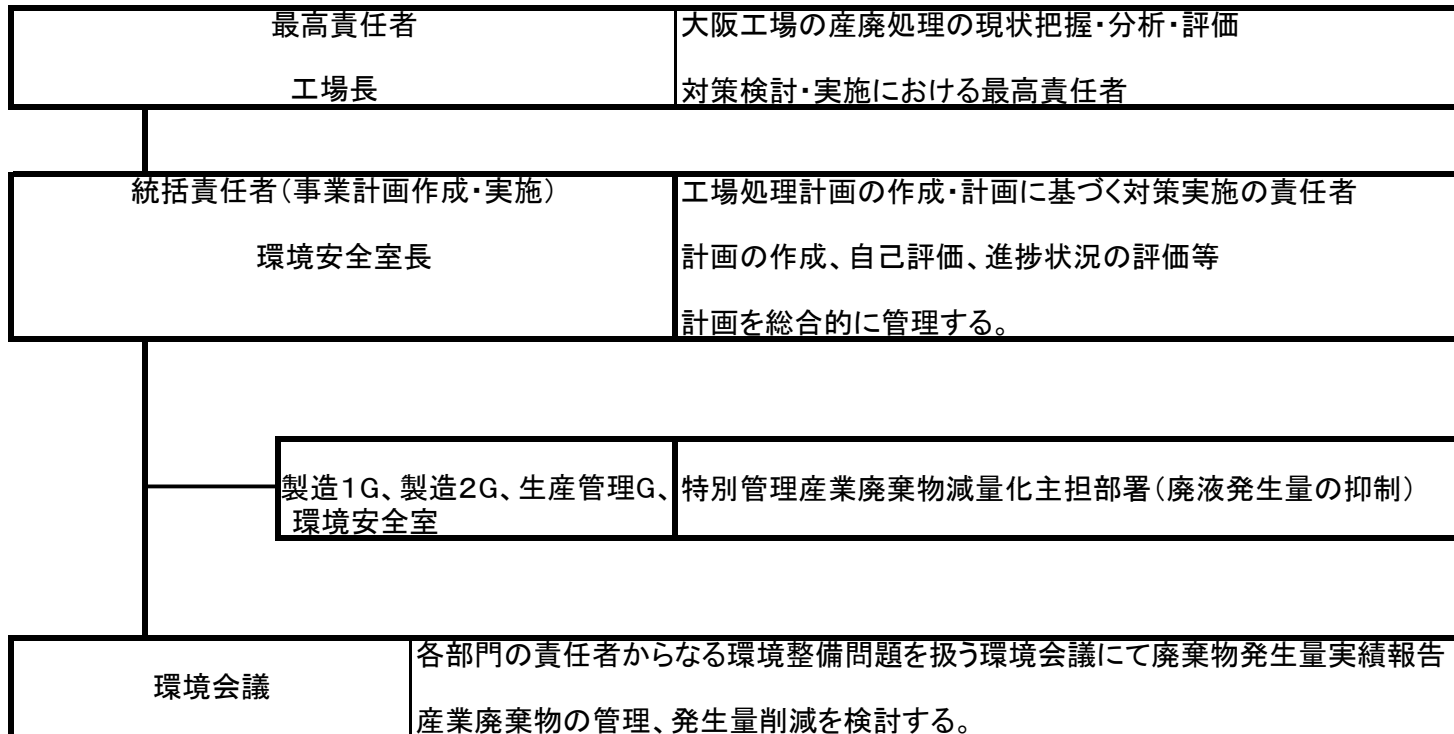
②計画	【目標】		②計画				②計画				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油									
	全処理委託量	79.8 t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	4 t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	再生利用者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	4 t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油の委託先に優良認定取得会社に追加する。 ・優良認定未取得会社には引き続き優良認定の取得検討を依頼する											
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】										
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	83.788 t									
(今後実施する予定の取組) 2019年度よりすべての産業廃棄物に関しては、電子マニフェスト対応済み											
※事務処理欄											

(第6面)

備考

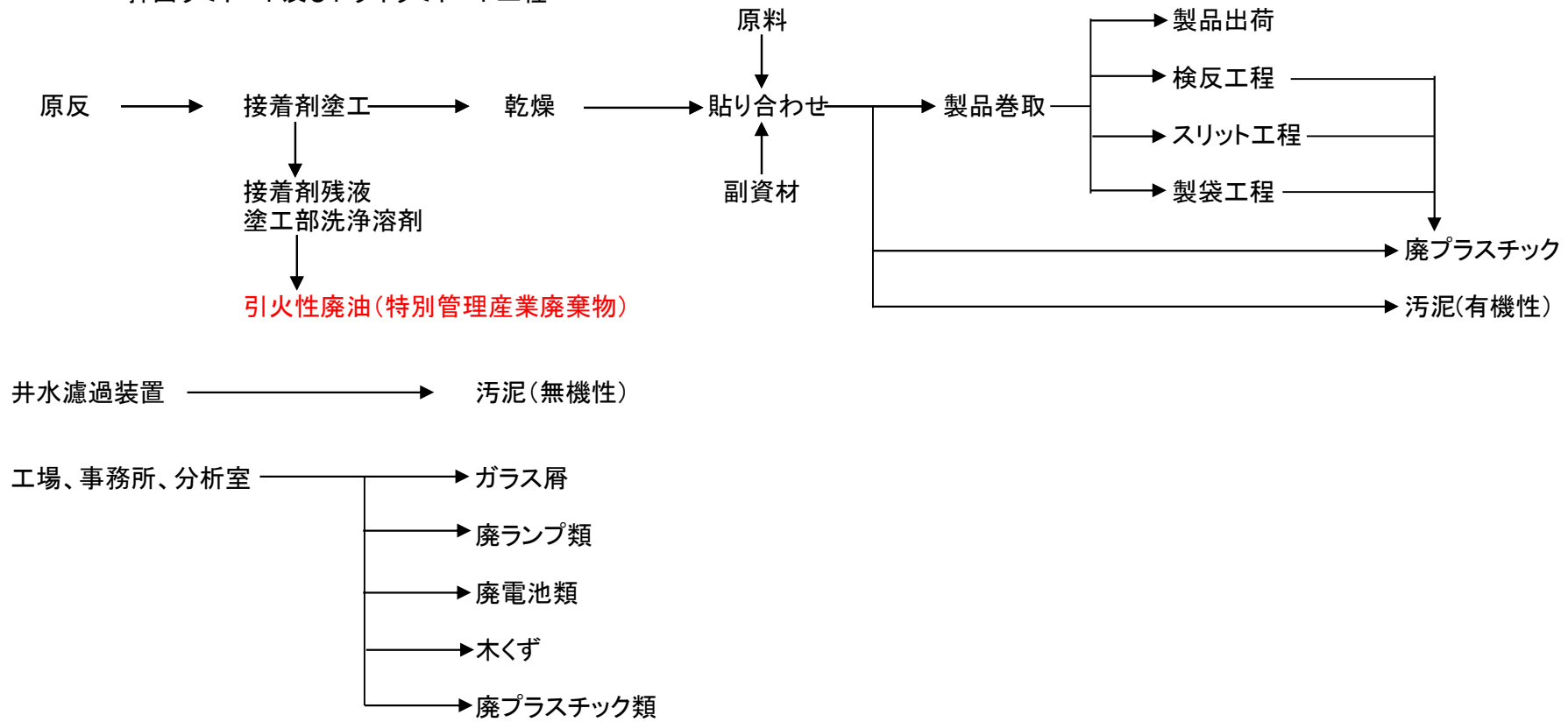
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物管理体制(事業所処理計画)

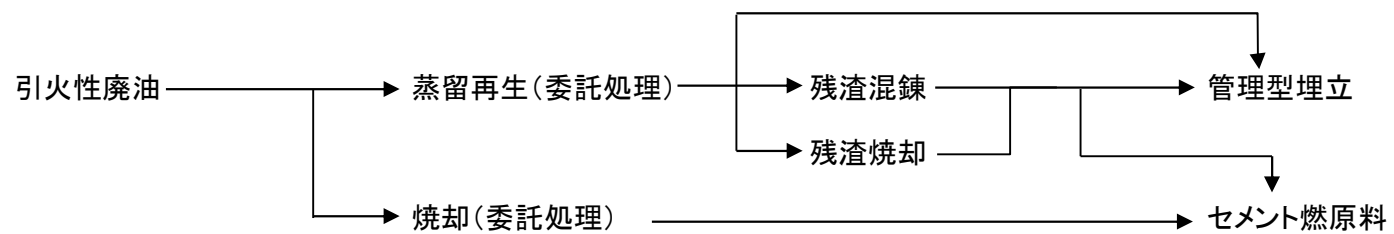


特別管理産業廃棄物発生工程フロー

押出ラミネート及びドライラミネート工程



特管産廃の処理工程フローシート



前 年 度 【 令 和 4 年 度】 実 績

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府枚方市招提田近2丁目4番地	ジェイフィルム株式会社 大阪工場	環境安全室	森 悟	072-857-3574	072-857-3581	satoru.morime@mca.s.com

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																				
コード	名 称	① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残存量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら処理した後の処理委託量(t)	委託先による区分 (⑩ = ⑫+⑬+⑭+⑮)				⑪ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫+⑬ 自ら再生利用を行った量(t)	⑭+⑮ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)				
		発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理せず自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量	④の量のうち、熱回収を行った量	自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理後の量	④の量から⑦の量を差し引いた量(自動計算)	⑧の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量(自動計算)	⑫の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑮を除く)	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	⑮ その他の中間処理委託量(t)	⑯ 埋立処分委託量(t)	⑩の量のうち、優良認定処理業者への処理委託量	⑫の量と⑬の量を合計したもの(自動計算)	⑭の量と⑮の量を合計したもの(自動計算)			
1	7000 ①引火性廃油	83.788								83.788						3.888		79.900		3.888		
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
	合計	83.788	0	0	0	0	0	0	0	83.788	0					3.888	0	79.900	0	3.888	0	0

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和5年度】目標

提出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府枚方市招提田近2丁目4番地	ジェイフィルム株式会社 大阪工場	環境安全室	森 悟	072-857-3574	072-857-3581	satoru.mori@mcas.com

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																					
コード	名称	① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残存量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら処理した後の処理委託量(t)	委託先による区分				⑪ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫+⑬	⑭+⑮					
		発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理せず自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量	④の量のうち、熱回収を行った量	自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量(自動計算)	⑥の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量(自動計算)	⑫の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	⑮ その他の中間処理委託量(t)	⑯ 埋立処分委託量(t)	⑩の量のうち、優良認定処理業者への処理委託量	⑫の量と⑬の量を合計したもの(自動計算)	⑭の量と⑮の量を合計したもの(自動計算)				
1	7000 引火性廃油	79.800									79.800					4.000			75.800		4.000		
2											0												
3											0												
4											0												
5											0												
6											0												
7											0												
8											0												
9											0												
10											0												
11											0												
12											0												
13											0												
14											0												
15											0												
16											0												
17											0												
18											0												
19											0												
20											0												
合計		79.800	0	0	0	0	0	0	0	0	79.800	0	0	0	0	4.000	0	0	75.800	0	4.000	0	0

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。